

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県収用委員会 会長 鳥谷部 茂

広島県収用委員会規則第一号

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

広島県収用委員会運営規則（昭和三十年収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長の専決事項) 第四条 (略) 一十九 (略) 二十 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等 二十一・二十二 (略)</p>	<p>(会長の専決事項) 第四条 (略) 一十九 (略) 二十 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等 二十一・二十二 (略)</p>

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定の施行前に広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第九条の規定による請求がされた場合における同条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等については、なお従前の例による。